

第13 防災センター

高層化，大規模化する防火対象物では，設置される消防用設備等のシステム化が進み，監視，操作等の項目が増加するとともに，用途の複合化，管理形態の複雑化により，火災等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中，防災センターを有機的に機能させ，消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として，防災センターの設置，位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

1 設置対象物

- (1) 令別表第1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの
 - ① 延べ面積 50,000 m²以上の防火対象物
 - ② 地階を除く階数が 15 以上で，かつ，延べ面積が 30,000 m²以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 m²以上の地下街
- (3) 令別表第1 (1) 項から (4) 項，(5) 項イ，(6) 項，(9) 項イ及び (16) 項イに掲げる防火対象物で，次のいずれかに該当するもの
 - ① 地階を除く階数が 11 以上であり，かつ，延べ面積が 10,000 m²以上のもの
 - ② 地階を除く階数が 5 以上であり，かつ，延べ面積が 20,000 m²以上のもの

2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で，外部から容易に出入でき，かつ，非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し，開口部には防火戸（出入口にあつては，直接手で開くことができ，かつ，自動的に閉鎖するものに限る。）を設けること。
- (3) 壁，床及び天井の室内に面する部分の仕上げは，不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気，暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には，建基令第112条第1項に規定する特定防火設備であつて，同条第16項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものとして，国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 m²とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に，防災センターである旨の表示をすること。

